

Q&A

問1 助成の対象となるのは、子どものいない夫婦だけですか？

答え 子どもの有無に関係なく、助成の対象となります。

問2 いつ申請すればよいですか？

答え 1回の治療が終了し、県の助成申請後に助成決定通知が届いてから、速やかに市へ申請してください。

また、3月中に治療を終了された場合は、3月中に県へ申請してください。県へ申請後、速やかに市へ申請してください。

問3 県の助成と市の助成を同時に受けることはできますか？

答え 県が助成した部分について市が重複して助成することはできません。市の助成は、1回の治療費から県助成額を差し引いた金額のうち15万円を上限とする金額です。

問4 砺波市に転入する前から治療をしているのですが、助成してもらえますか？

答え はい。治療終了日と申請受付日に砺波市に住所を有する方は助成の対象となります。

問5 夫婦で住所が違いますが、助成してもらえますか？

答え はい。ご夫婦のいずれかが市内に住所があり、同一治療期間において他市町村の助成を受けていなければ申請することができます。

問6 30代で6回助成を受けました。今度、誕生日を迎え40歳になりますが、助成は受けられますか？

答え 初めて助成を受けた時の妻の年齢が40歳未満の方が、40歳になられた場合、過去の分も含めて通算6回まで助成が受けられます。

40歳未満で既に6回以上助成を受けていた場合、40歳以降は助成を受けられません。

例1：40歳未満で通算6回以上受給→40歳～42歳では助成を受けられない。

例2：40歳未満で通算2回受給→40歳～42歳で最大4回助成を受けられる。

※年齢はいずれも治療開始時の妻の年齢です。